

仕 様 書

- 1 業務名
処理場管理事務所機械警備業務
- 2 業務概要
機械警備により、警備対象施設に係る火災・盗難・破損等の予防、早期発見、拡大防止等を図る。
- 3 履行場所・警備対象施設
札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所（管理棟及び車庫棟）
所在地：札幌市東区東苗穂2条2丁目2番1号
- 4 履行期間
令和8年10月1日から令和13年9月30日まで
- 5 対象施設の概要
 - (1) 管理棟
 - ア 竣工年月
昭和53年3月
 - イ 敷地面積
847.13㎡
 - ウ 構造等
木造2階建
 - エ 職員数（令和8年5月1日現在）
32名
 - (2) 車庫棟（車庫A及び車庫B）
 - ア 竣工年月
昭和53年3月
 - イ 敷地面積
各378.00㎡
 - ウ 構造等
鉄骨造平屋建
- 6 業務内容
対象施設の自動警報機器による機械警備及びこれに伴う警備実施事項の報告
 - (1) 警備業務時間中、受託者は管制担当者を定め、受託者の本部に設置される機器表示盤により対象施設の異常の有無を間断なく監視し、警備上の安全を確立するものとする。
 - (2) 受託者は、前記(1)により対象施設に異常が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を現場に急行させ、異常事態を確認のうえ必要な処置をとるとともに、委託者及び関係機関への通報を行う。

(3) 遠隔警報する項目は以下のとおりとする。

ア 管理棟

「火災警報」、「防犯警報」、「漏電警報」及び「設備警報」とする。

なお「漏電警報」は管理棟に備え付けのブレーカー、「設備警報」は管理棟に備え付けの警報盤における異常を受託者の本部において検知できるよう配線及び設定を行うことによるものとし、自動警報機器を新たに設置することを要しない。

イ 車庫棟

「火災警報」及び「防犯警報」とする。

なお「火災警報」は、火災の発生を検知し受託者の本部に設置される機器へ信号を送信する装置の設置によるものとし、消防法に基づく自動火災報知設備を新たに設置することを要しない（管理棟に備え付けの自動火災報知設備との連動も不要）。

7 業務時間

(1) 平日

職員の執務時間外となる午後5時00分から翌日午前8時30分までとする。

なお、警備開始時刻に委託者が対象施設を使用している場合（機械警備開始信号を受託者に送信していない場合）は、使用終了時（機械警備開始信号送信時）からとし、警備終了時刻より前に委託者が対象施設の使用を開始した場合（機械警備解除信号を受託者に送信した場合）は、使用開始時（機械警備解除信号送信時）までとする。

(2) 休日等（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）をいう。以下同じ。）

24時間とする。

ただし、休日等に委託者が対象施設を使用する場合は、使用終了時（機械警備開始信号送信時）から使用開始時（機械警備解除信号送信時）までとする。

8 警備体制等

(1) 警備体制

受託者は、対象施設に自動警報機器を設置し、当該警報機器により感知される異常に対し、直ちに確認及び対応できる体制をとらなければならない。

(2) 警備員の資格等

ア 警備員は警備業法上の要件を満たす者であること。

イ 警備員の服装及び装飾品は警備業法に基づき届けられた服装等を着用させるとともに、身分証明書を携帯させること。

9 費用負担

自動警報装置ほか機械警備業務用の機械装置（以下「機械警備機器」という。）の設置に要する一切の費用は受託者の負担とする。

10 設置機器の保守管理等

(1) 受託者は、機械警備機器に関し、正常な機能を維持するため、定期的に保守点検を行うものとする。万一機能の作動に異常が生じたときには、遅滞なく警備上の安全処置を講ずる。

また、保守点検の結果は精確に記録し、委託者の求めに応じて点検報告書（様式任意）を提出すること。

(2) 対象施設に設置した機械警備機器の工事配線に破損等が生じた場合は、受託者の負担により補修する。ただし、委託者の責に帰すべき事由による破損等の場合は、委託者の負担により補修するものとする。

11 契約終了時の機器の撤去等

契約終了時または中途解約時において、対象施設に設置された機器等の撤去に係る費用は、受託者の負担とする。

また、受託者が機器の設置、修繕または撤去に係る工事に際し、委託者の施設（建築物、工作物、定着物、物品及び備品）に損害を与えた場合には、受託者の責任において原状に復す。

12 施設への入場及び鍵の保管

本契約の履行のため、施設への入場手続（入退出方法など）については、業務着手前に委託者と十分に協議を行い、承認を得ること。また、委託者が受託者に貸与した鍵は、受託者の責任において保管すること。

13 秘密の保持

受託者は、履行期間中はもとより、履行期間終了後においても、本業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。受託者が雇用する警備員等においても同様とし、警備員等の退職後も秘密保持を徹底させること。

14 報告の義務

受託者は、対象施設に異常が生じ、緊急要員を派遣する等の処置を講じた場合には、速やかに文書をもって委託者に報告すること（様式任意）。

15 安全の確保等

(1) 安全の確保

業務の実施にあたっては、業務従事者の事故防止に十分注意するとともに、受託者は事故に対する一切の責任を負うこと（ただし、委託者の責に帰すべき事由による事故の場合は、この限りでない）。

(2) 事故処理等

受託者は、業務上事故が生じた場合または第三者に損害を与えた場合には適切な処置を行うとともに、速やかに委託者に報告すること。

16 警備計画書の提出

受託者は、機械警備業務の実施にあたり警備計画書（様式任意）を作成し、委託者に提出すること。なお、設置する機械警備機器について、機器明細及び配置平面図を添付すること。

17 報告書の提出

受託者は、一月ごとの業務を完了後、警備状況等を記録した月次報告書（様式任意）を、完了届（本市様式）と併せて委託者に提出すること。

18 環境負荷の低減

本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

19 情報セキュリティ対策

本業務の履行に伴い、札幌市が保有する電子計算機、ネットワーク、記憶媒体により処理を行うシステム（以下、「情報システム」という）に対して、以下の内容を遵守すること。

- (1) 情報システムが設置されている管理棟事務室（以下「事務室」という。）への入室方法等については、業務着手前に委託者と十分協議し、承認を得ること。また、機械警備機器の設置及び点検等にあたっては、履行前に委託者と十分協議を行うこと。
- (2) 事務室に入室する際には、以下の事項について留意すること。
 - ア パソコン類の操作は行わないこと。
 - イ 各種配線などに影響を及ぼさないよう配慮すること。
 - ウ その他情報システムに対して影響を与えないよう配慮すること。
- (3) 情報システムに関して、業務上知りえた秘密を漏らしてはならない。
- (4) 情報システムに対して事故等を発生させた場合は速やかに報告すること。

20 その他

- (1) 業務の遂行にあたっては、委託者と連絡を密にし、事故等の問題が発生した場合には必ず委託者へ報告のうえ指示を受けること。
- (2) 受託者は、警備業法等の関係法令を遵守のうえ業務にあたること。
- (3) 機械警備機器の設置及び修理等に時間を要する場合など、機械警備を実施できない期間が生じる場合は、委託者と協議のうえ、受託者の責任において機械警備に代わる警備体制（巡回警備等）を講じ、警備の万全を期すこと。
- (4) その他、本仕様書に定めのない事項については、双方の協議により定める。

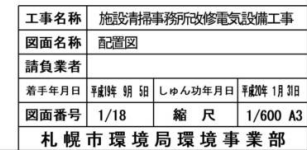
21 発注担当

札幌市環境局環境事業部処理場管理事務所

所在地：札幌市東区東苗穂2条2丁目2番1号

Tel：011-783-5314

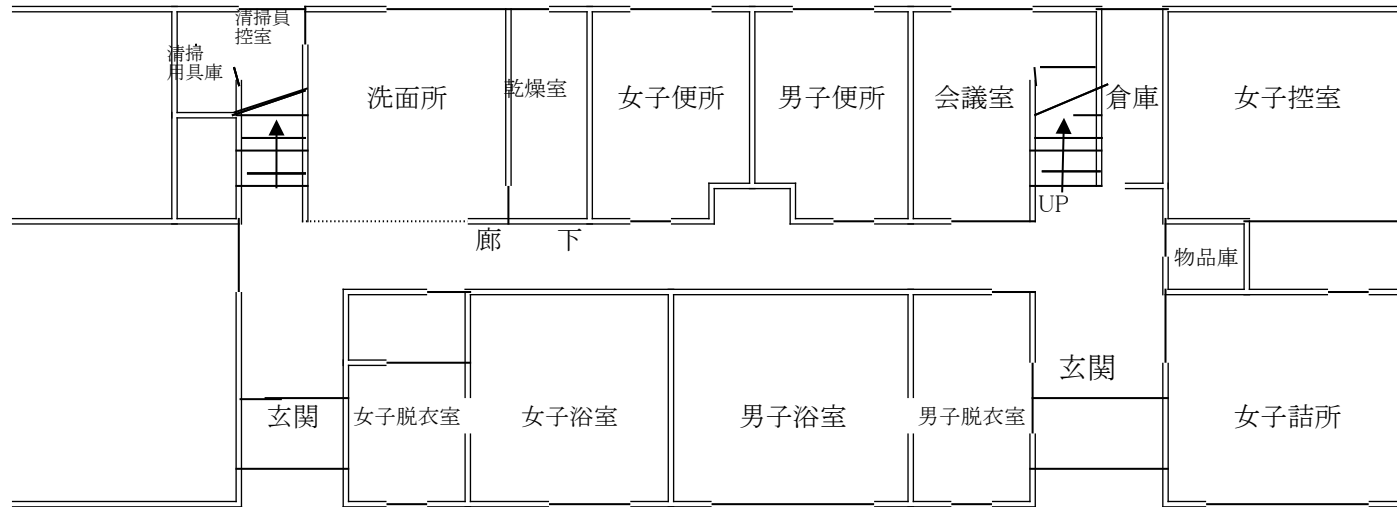
Email：syorikan@city.sapporo.jp



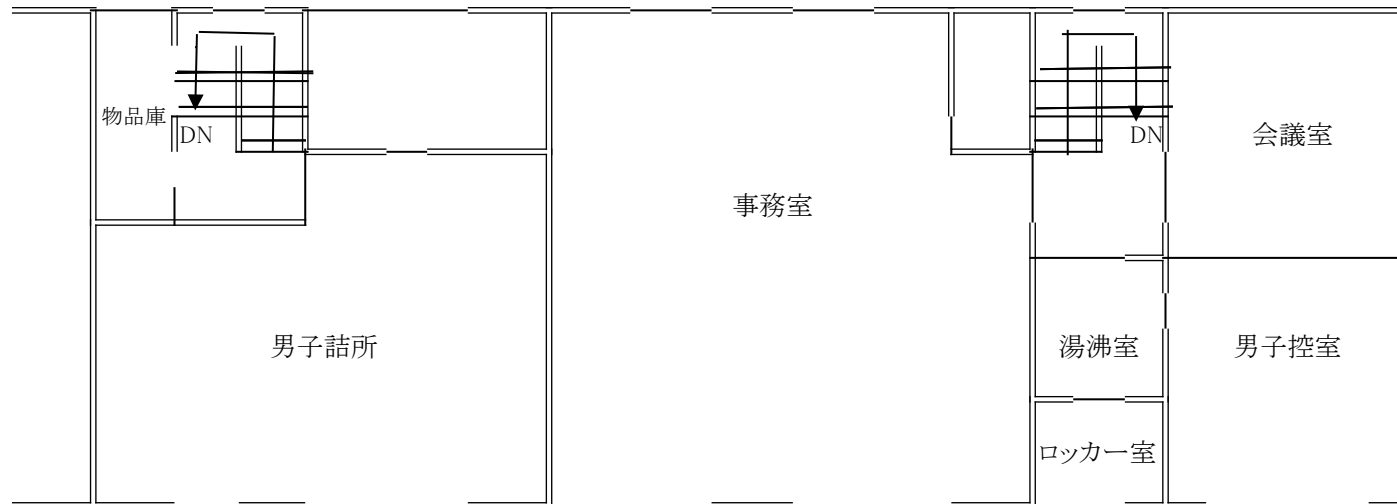
管理棟平面図

処理場管理事務所

1階平面図



2階平面図

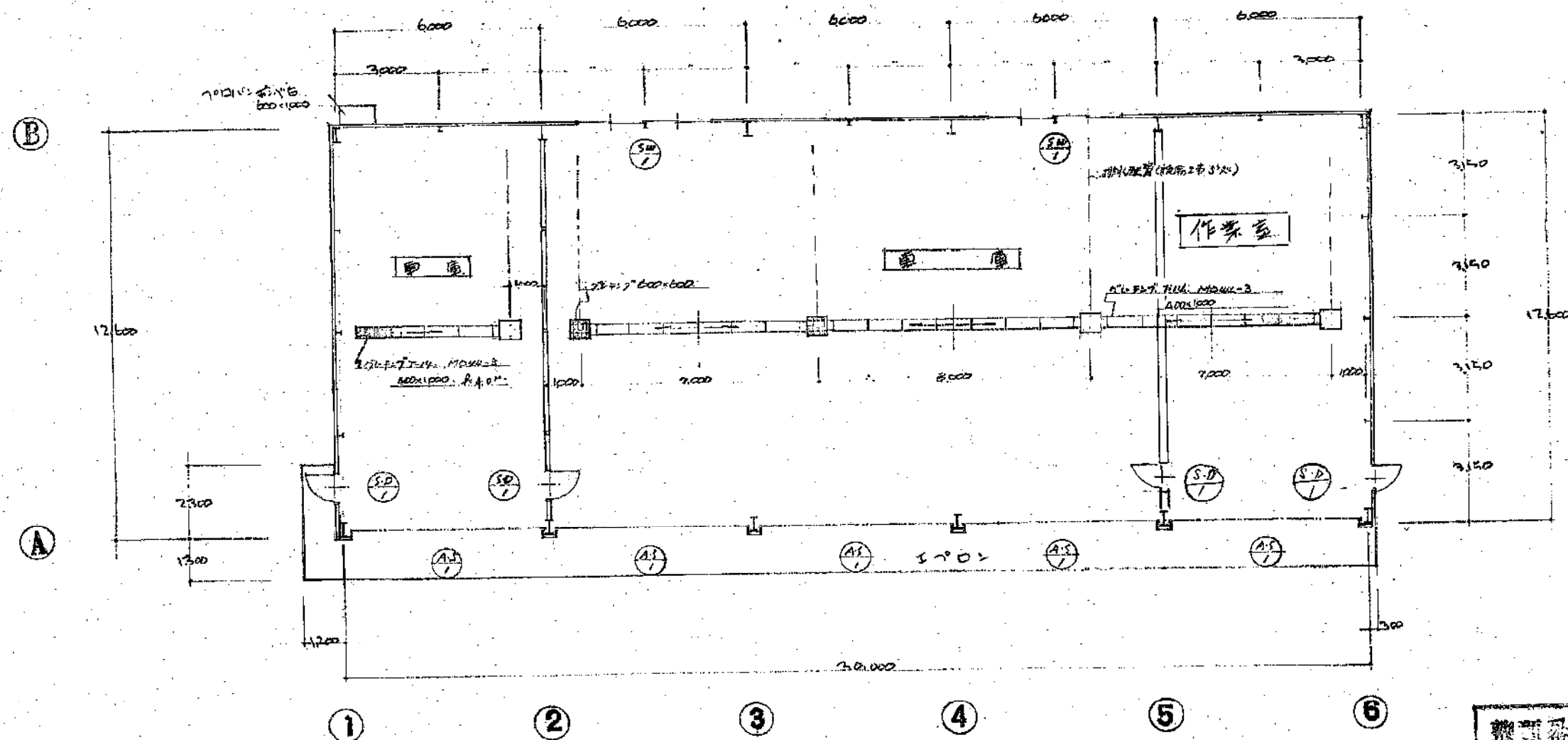


車庫A

外	部	仕	上
屋根	折損	率10%	
軒天	腐蝕	75%	
外壁	防錆塗料剥離	率0.5%	
障子	2割十割取		
工口	2割十割取		
在型	率0.5%	鋼板加工	0.8.2割

丙 京 腰 壁	部 仕 上
同仕切壁 天 共	北川十金銀仕上 北川十新銀仕 北川十新銀仕 全 上 歌部 0. 2. 4
新依新依	工端個 環端個 A 連

名称	图	尺寸	图	尺寸	图	尺寸
塔身		2500 2500		2500 2500		2500 2500
塔上	塔上	塔上	塔上	塔上	塔上	塔上
塔下	塔下	塔下	塔下	塔下	塔下	塔下
塔身	塔身	塔身	塔身	塔身	塔身	塔身
塔身	塔身	塔身	塔身	塔身	塔身	塔身



雜誌號 35

札 幌 市 建 築 局 建 築 部

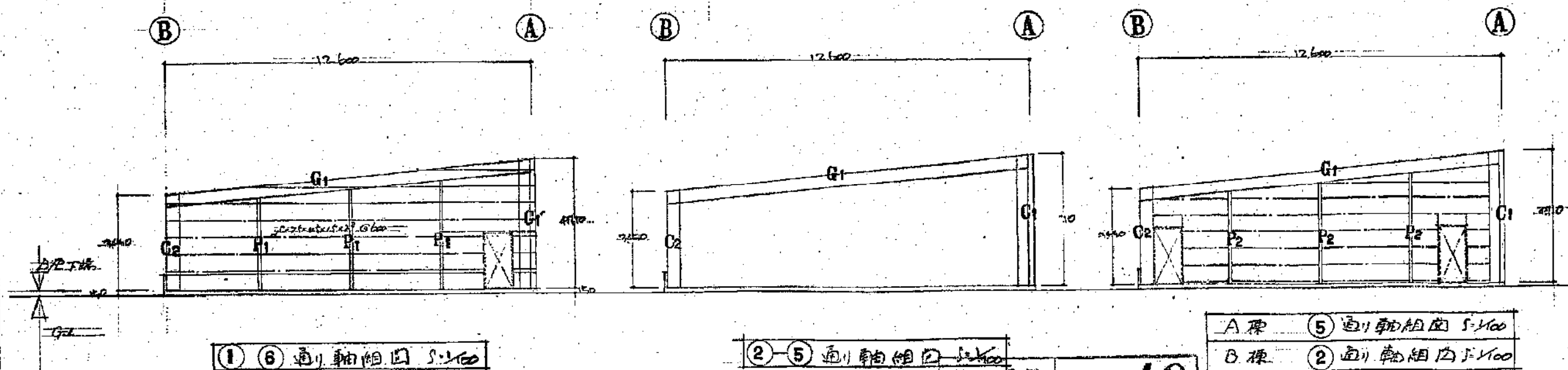
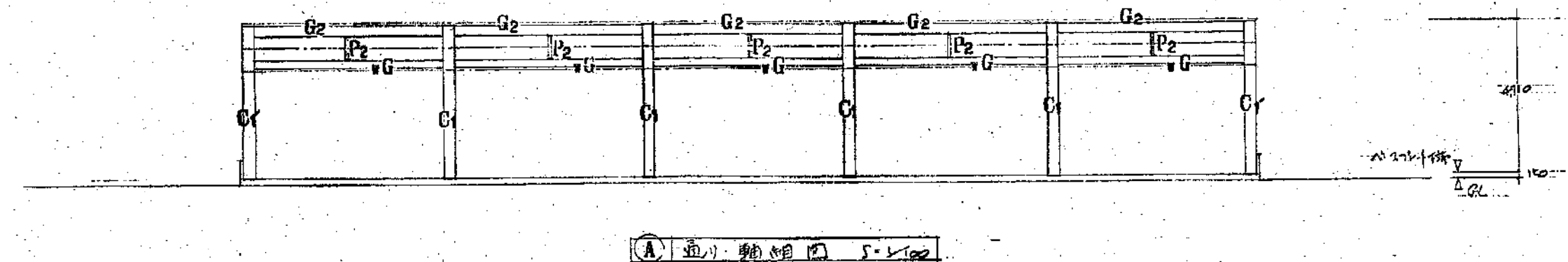
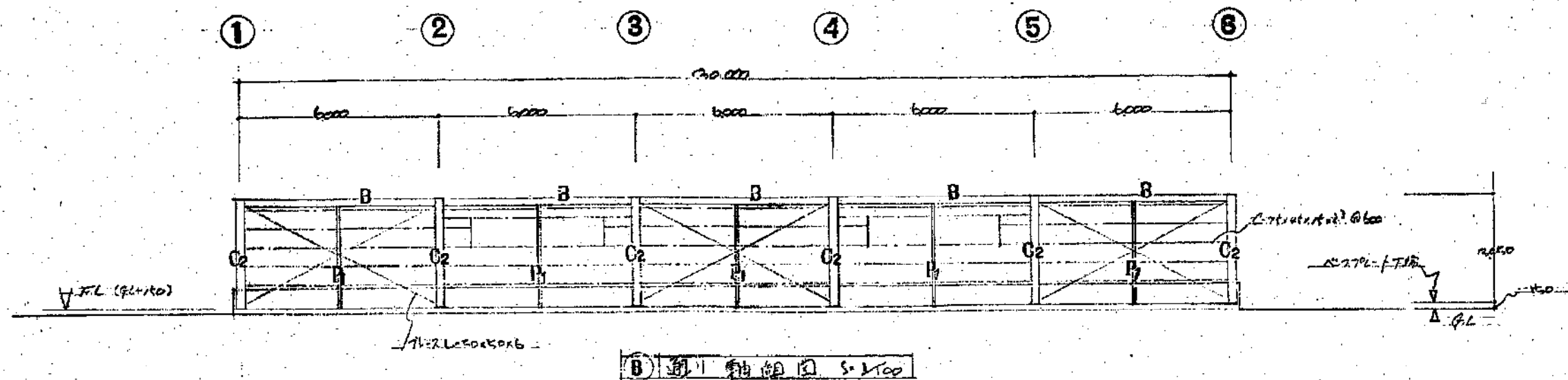
課 名	課 長	係 長	設計主任	製 図
建 築 課				

5 4 7 6

工 種 名	道路清掃事務所車庫(A)新築工事
図 面 名	正面図、仕上、建具等

事	SCALE	13/5
---	-------	------

車庫A



A 棟 ⑤ 通リ軸組図 S-1/100
B 棟 ② 通リ軸組図 S-1/100

整理番号

40

札幌市建築局建築部

建築課

工事名 道路清掃事務所車庫(A)新築工事

図面名 軸組図

SCALE 1/100

図番 13/10

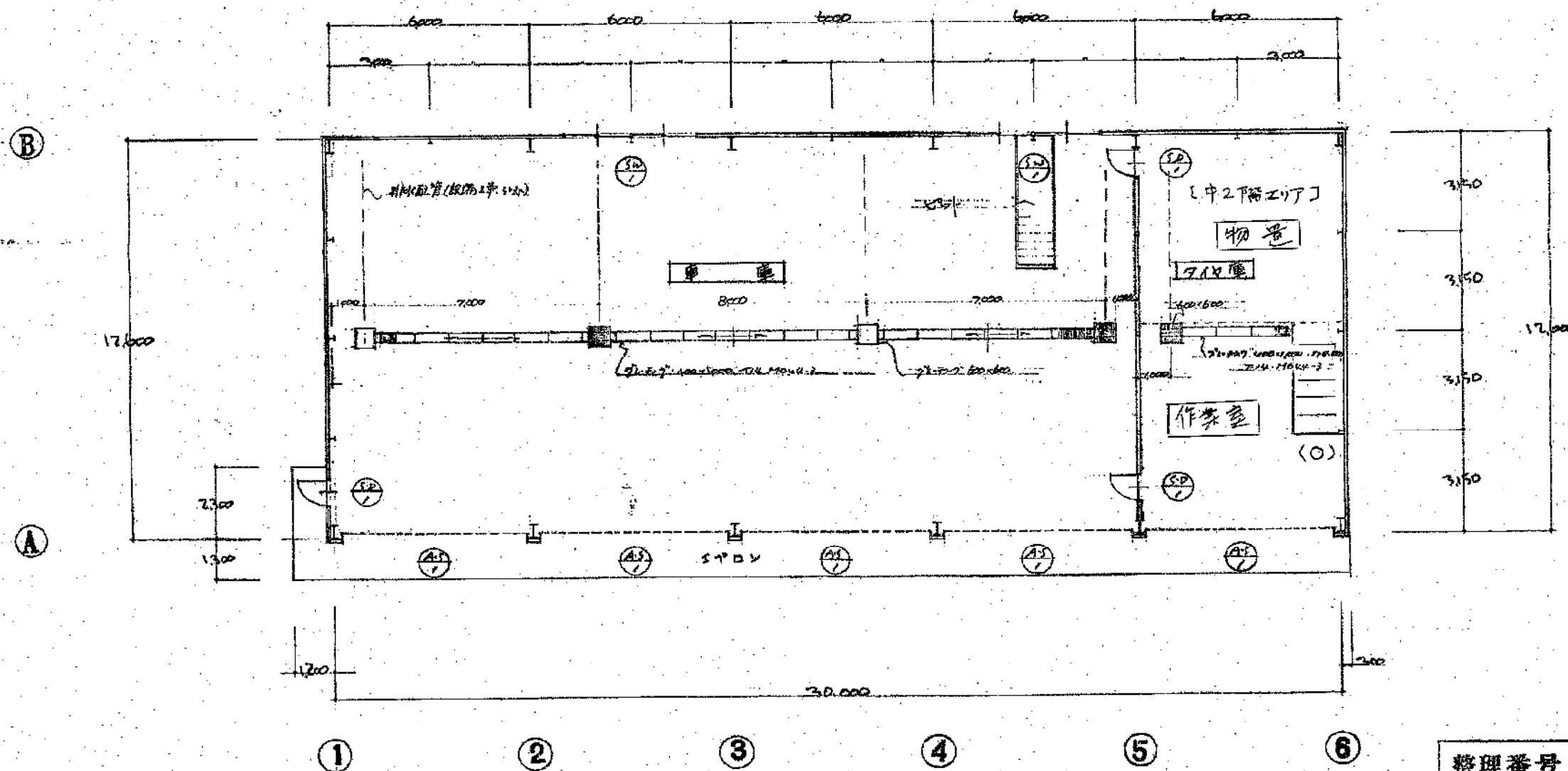
車庫B

仕上表

外 部 仕 上		内 部 仕 上	
壁 紙	新紙 厚10%	床	20mm厚 鋼板仕上
断 面 材	新紙 15mm	腰 壁	20mm厚 鋼板仕上
外 窓	15mm厚 鋼板仕上 厚10%	内 窓	15mm厚 鋼板仕上 厚10%
腰 壁	20mm厚 鋼板仕上	内 窓 枠	全 上
工 作 口	20mm厚 鋼板仕上	床 材	鋼 部 DP 2mm
柱 壁	厚10% 鋼板仕上 DP 2mm	鋼 部 補 修	主 筋 1mm 補 修 1mm 1mm

器具リスト

名 称	① 木バネ付外付式 3000	② 月窓付 3000	③ 引込付 2000
寸 法	3000	3000	2000
仕 上	鋼 部	鋼 部	鋼 部
金 具	鋼 部 金 具	鋼 部 金 具	鋼 部 金 具
備 考	鋼 部 金 具	鋼 部 金 具	鋼 部 金 具



札幌市建築局建築部

建築課

整理番号

48

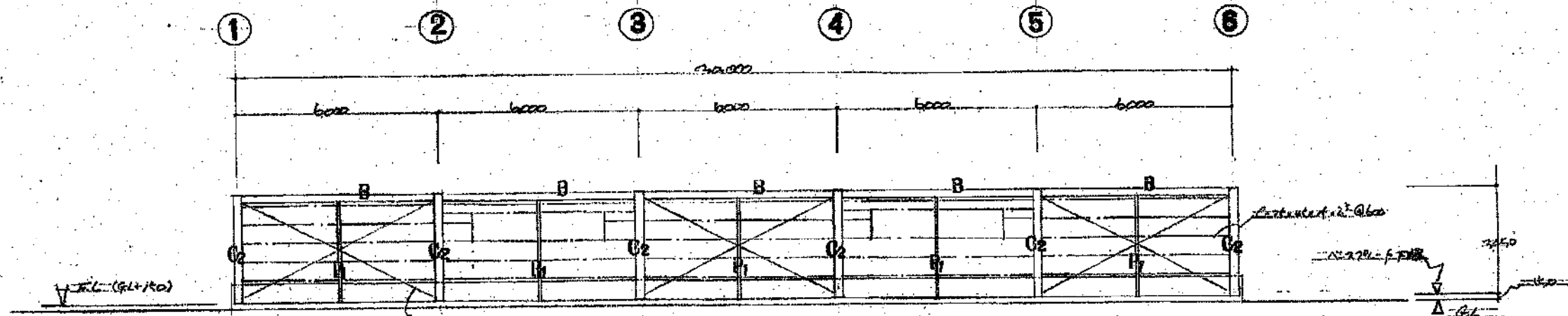
工務部 道路部 事務所 車庫 給油所 新築工事

図面名 B 棟 正面図 仕上表 製図

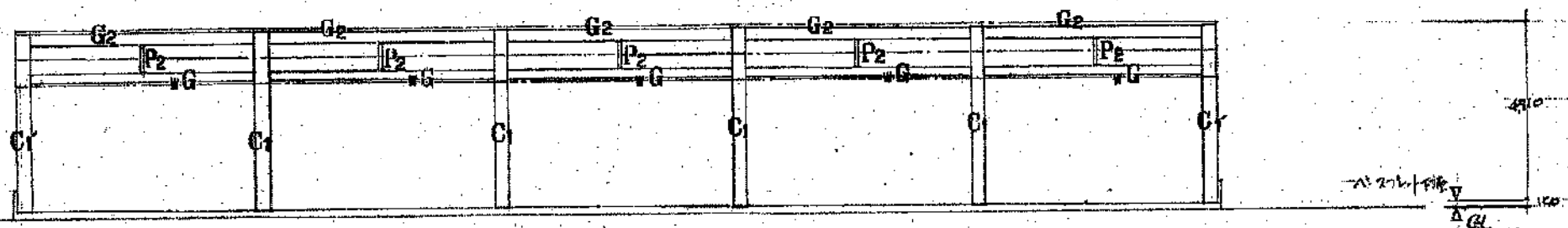
SCALE 1/100

18/5

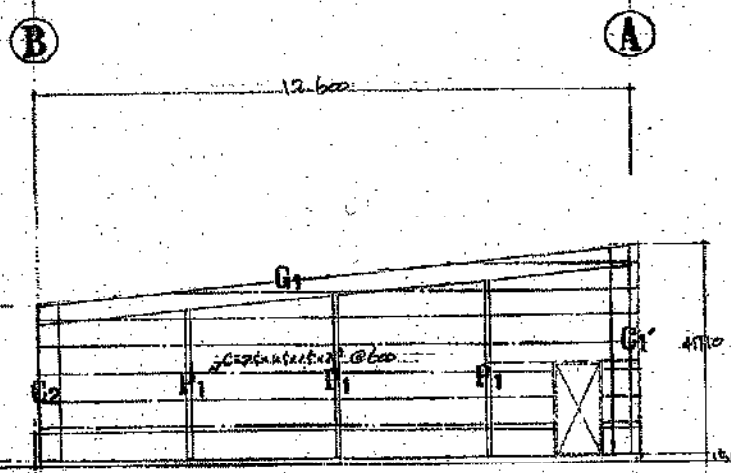
車庫B



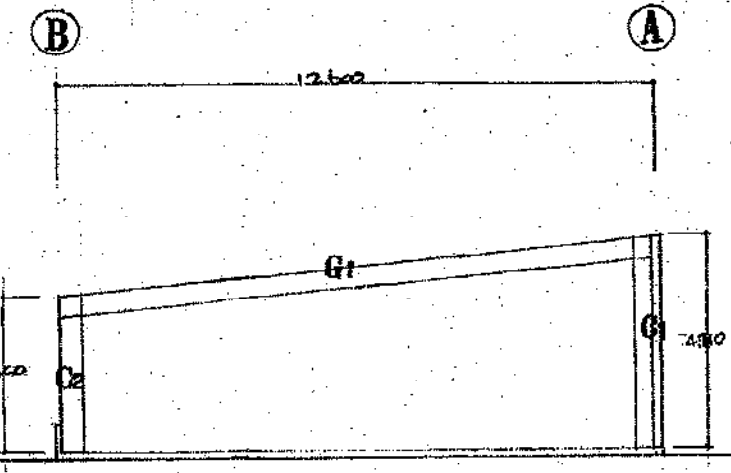
(B) 通リ軸組図 5/100



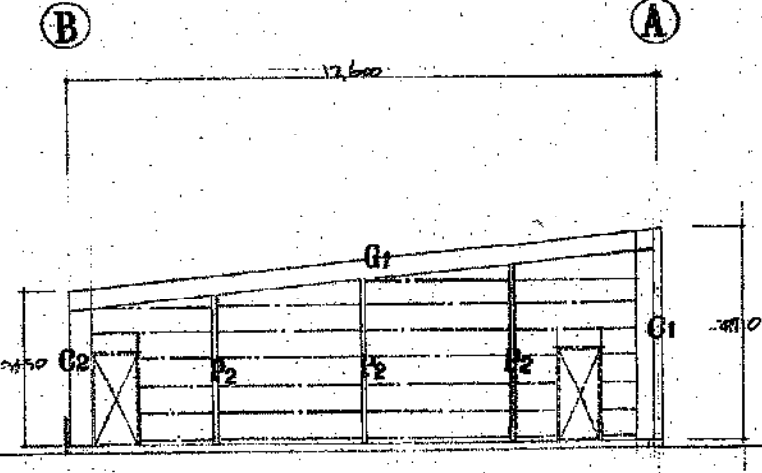
(A) 通リ軸組図 5/100



(1) (6) 通リ軸組図 5/100



(2) (5) 通リ軸組図 5/100



A 棟 (5) 通リ軸組図 5/100
B 棟 (2) 通リ軸組図 5/100

札幌市建築局建築部

建築課

整理番号

54

工事名 道路橋梁事務所車庫改修工事
図面名 軸組図
SCALE 1/100

図番 18/11